○中国地方整備局告示第百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係二万五千分の一図面は、平成二十二年四月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年四月九日

中国地方整備局長　福田　功

(三)(二)(一)

道路の区域	路線名	道路の種類
島根県簸川郡斐川町大字荘原町二二〇〇番一から同町八〇番まで	九号	一般国道

(四)

町名	図面縦覧場所
大字荘原町	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長	備考
福四岡渡三山宇〇二北袋二北地番九か九ら五同番二北区で建部町大字ヲダ	後前	B A A	一二七七・五〇メートル	一二七七・五〇メートル	一二七七・五〇メートル